

平成21年度
第75回我孫子市都市計画審議会
会議録

平成22年2月8日（月）

我孫子市都市部都市計画課

会 議 概 要

(1) 会議の名称	第75回我孫子市都市計画審議会							
(2) 開催日時	平成22年2月8日 午前9時30分から午前11時							
(3) 開催場所	議事堂第1委員会室							
(4) 出席又は 欠席した 委員その 他会議に 出席した 者の氏名 (傍聴人 を除く) 出：出席 欠：欠席	委員							
	出	大林成行	出	高山啓子	出	當麻純一	出	松原寿一
	出	内田美恵子	出	江原俊光	出	佐々木豊治	出	地引康雄
	出	小林藤夫	出	杉山和子	欠	鶴見みや古	欠	秋谷明
	欠	坂巻宗男	欠	染谷智一郎	欠	松本敏男		
星野市長 事務局 樋口都市部長 五十嵐都市部次長兼都市計画課長、渡邊都市計画課主幹、都市計画課：山崎主査長、小泉主任、山口主事、近藤技師								
(5) 議題	諮問事項 (1) 我孫子都市計画生産緑地地区の変更について（我孫子市決定）							
(6) 公開・非公開の別	公開							
(7) 傍聴人の数	1名							
(8) 会議の内容	要旨は次のとおり							

【大林会長】 それでは、本日の審議に入りたいと思います。

我孫子都市計画生産緑地地区の変更について、審議事項を1件いただいております。

この件について、事務局のほうから内容説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、本日お諮りいたします我孫子都市計画生産緑地地区の変更についてご説明させていただきます。

資料は、右上に議案審議第1号議案（諮問）と書かれているこちらになります。

まず1ページをご覧ください。

変更内容は、表中の31号、柴崎小木戸第5生産緑地地区の全部約0.17ヘクタール、1行置きまして51号、柴崎巻ノ内第1生産緑地地区の全部約0.13ヘクタール、52号、柴崎巻ノ内第2生産緑地地区の全部約0.51ヘクタールの計0.81ヘクタールを廃止するものです。

また、2行目の32号、柴崎小木戸第6生産緑地地区の変更につきましては、廃止をいたします31号、柴崎小木戸第5生産緑地地区のうち約0.06ヘクタールを32号の生産緑地地区に追加するものです。

今回の変更の内訳を、3ページにまとめさせていただいておりますが、今回の変更により実際減少する生産緑地地区は3地区、約0.75ヘクタールとなります。この結果、変更後はそれぞれ134地区から131地区に、合計面積は28.44ヘクタールから27.69ヘクタールになります。

変更する生産緑地地区の位置及び区域は、4ページの位置図と5ページの計画図に示されております。

次に、戻りまして2ページの理由書並びに6ページから9ページの概要書により、変更の理由を説明いたします。

まず、廃止の変更理由としまして、資料は6ページ、8ページ、9ページの概要書になりますが、31号、柴崎小木戸第5生産緑地地区、51号、柴崎巻ノ内第1生産緑地地区及び52号、柴崎巻ノ内第2生産緑地地区は、今般、主たる農業従事者に農業継続が不可能となる故障が生じ、生産緑地法第10条の規定により買取りの申出がりましたが、公園、その他の都市施設等の計画がなく、市が買い取るに至らない結果となりました。引き続き同法第13条により、千葉県、千葉県企業庁、住宅供給公社、土地開発公社、都市再生機構、我孫子市農業委員会及び農業協同組合等に対して生産緑地の取得あっせんに努めてまいりましたが、買取りの申出から起算して3カ月が経過してもあっせんに至りませんでした。

以上によりまして、同法第14条の規定により、生産緑地地区と地区内における行為の制限が解除されたため、生産緑地地区の変更を行うものです。

この概要書にありますように、行為制限の解除は、平成21年9月5日となっております。廃止はそれぞれ0.17ヘクタール、0.13ヘクタール、0.51ヘクタールの全部廃止となっております。

続きまして、概要書は資料の7ページになりますが、32号、柴崎小木戸第6生産緑地地区に新たに0.06ヘクタールを追加指定する変更について説明をさせていただきます。

5ページの計画図をごらんいただきますと、こちらの32号、生産緑地地区の北側、今回変更する32号の生産緑地地区というのは左の上のほうにありますけれども、そちらに隣接する形で31号、柴崎小木戸第5生産緑地地区というのがございます。この今回廃止する31号、柴

崎小木戸第5生産緑地地区の区域には、今回、買取り申出が出された土地とは別に、農業用施設用地として利用されている土地がございます。図の左上のほうに黄色く着色した箇所が31号、柴崎小木戸第5生産緑地地区でございますが、このうち赤い斜線で記したところ、ここが買取り申出が出された土地とは別の方が所有し、現在、農業用施設用地として利用されている約0.06ヘクタールの土地でございます。このため、この斜線部分については一たん31号の生産緑地から廃止をし、市道を挟んだ南側にある32号、柴崎小木戸第6生産緑地地区に追加することによって、32号の生産緑地との一体化を図ることが今回の変更の趣旨でございます。

なお、概要書の一番下、備考の欄に記載しておりますが、今回の変更につきましては、平成22年1月8日から平成22年1月22日までの間、我孫子都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧を行いました。縦覧の結果は、縦覧者1名、意見書の提出はなしとなっております。

今後の予定としましては、3月中旬に千葉県知事の同意、3月下旬に都市計画の決定告示をしていきたいと考えております。

参考資料として、10ページから14ページに変更に係る土地の公図の写しを、15ページ以降に現況写真を添付しております。

このうち16ページをごらんいただきたいのですけれども、16ページの写真、工場のような建物がこちらに建っているのですけれども、これが今回、追加指定をする0.06ヘクタールに建っている農業用施設ということになっております。

以上、雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【大林会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、委員の方々からご意見をいただきたいと思いますが、私から初めに質問というか、参考までに確認させていただきたいんですが、最後におっしゃられた現地写真の建物の追加ということですが、現にあるこの建物は取り払われることになるのでしょうか。

【事務局】 生産緑地法の中で、農業用施設については建てるということが可能ということになっておりまして、ここは今、別の方が所有されて使われているものということで、このままこの建物がある形で生産緑地として追加ということですよ。

【大林会長】 現在、使われているんですか。

【事務局】 使われております。

【大林会長】 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

【佐々木委員】 この建物なんですけれども、ご案内のとおり生産緑地法によって税制上の優遇措置があると思うんですが、貸し方は賃貸借とか、いろいろとあると思うんですけれども、どのような形でお貸しになっているのかお聞きしたいのですが。

【事務局】 図面で11ページに公図の写しがありますけれども、ここで949-1と、964-2という2筆に分かれているのですけれども、その964-2という分かれたところに建物が建っております、これは今回買取り申出を出された方とはまったく関係のない第三者の方がお

持ちになっていまして、その方が所有している土地に、その方の建物が建っているということでございます。

【佐々木委員】 基本的な話をいたしますと、税制上の優遇措置があるわけでしょう。ですから、第三者の方が云々ということをお聞きしたんですけれども、それらについては何も問題はないんですか。

【事務局】 現在ある建物は、土地所有者本人のものでございます。

【佐々木委員】 そうですか。

【大林会長】 よろしいですか。

【佐々木委員】 はい。

【大林会長】 ほかにいかがでしょうか。こういう問題は原理原則に基づくものではありませんので、なかなか個別に入って難しい問題があるかと思いますが、ご意見が出てこないで、私の方から、これもまた事務局の方に確認なんですけど、こういった問題というのは、これから際限なく出てくる可能性がありますよね。こういうものを一つ一つ、こうしてつぶしていくことが、市の行政として非常に重要であることは間違いないんですけれども、一つ一つこういう手順を踏んでいかなければいけないものなんでしょうか、ちょっと乱暴な質問ですけれども。

【事務局】 先ほど説明させていただいたんですけれども、この生産緑地地区というのは2つの法律によって定められておまして、都市計画法では区域、つまり外側のエリアはここですよということのみが定められて、中の土地利用の制限、つまり畑をつくる、農業用地として使う、あるいは農業施設関連、というようなもろもろについての制限については、生産緑地法によって定められたものですから、それぞれが独立に定義されたものなんです。そこで都市計画法でこの区域を廃止しなかった場合にはどういうことが起こるかといいますと、生産緑地法上行為制限の解除によって土地利用の制限がなくなり、一般の住宅が建っているにもかかわらず、その区域のみは都市計画法で定められているということになりますので、従前のまま農地としての考え方が適用されて税制上の優遇措置が発生するということになってしまいます。結果的に、それが適切な言葉かどうかわかりませんが後追いで都市計画決定の廃止をしていかなければならない。

これは各行政体でも同じような質問がありまして、年に1回まとめて11月ごろに都市計画変更をして、1月の課税時期に合わせるということが間々あります。何年間も続いていた土地利用が、毎年のように計画変更があるではないか、これはおかしいのではないかという議論がなされたりしているんですが、たしかにこの2つの法律によって定められておりますので、残念ながら、こういうようなことが、まだしばらく続くのであろうというふうに事務局では考えております。

【大林会長】 私の言いますのはね、以前にも議論として出たと思うんですけれども、じゃあこの審議会というのは一体どういう位置づけになるんだと。生産緑地の廃止についての諮問ということなんですけれども、では仮にこれにノーと言ったらどうするのかという話ですね。ノーと言えないものを審議してどうするのか、そのあたり事務局として何か考えがあるのでしょうか。

【事務局】 非常に難しいですが、ノーと言った場合には、ただ課税優遇措置のみが残ってしまうというような形になるかと思えます。

【大林会長】 結果としてはそういうことかもしれませんが、例えば申請者が個人として、所有者としての利害で申請しているものに対して、市民として、いやここは道路際であるいは何とかの土地の際で、どうしても生産緑地として残しておきたいんだ、というように利害が反することが当然起こり得ますよね。そうしたときに、つまり市民としての目でノーと言われても個人としてはどうしようもないという利害対立が起きたときに、どこがそれを裁くのですか。ここは恐らく市民の立場に立たざるを得ないわけなんですよ。

【事務局】 たしかに一般的な疑問としてはおっしゃるとおりなんですけど、じつは行為制限の解除といいますのは、生産緑地法でどうしてもやむを得ない事情、これがある場合にのみ解除されるということになっております。ですから、そこを判断していただくしかない。

【大林会長】 わかりました。それではひとつ市民の代表に意見を聞いてみましょう。

【杉山委員】 私は全くの素人ですが、我孫子に住んでいる者、我孫子市民として、我孫子のまちを活性化しなければいけないと心から思っております。そこで、その活性化のために都市計画をどうしていけばいいのかということに興味を持って出席しました。学識経験者の方もたくさんいらっしゃいますけれども、都市計画とは一体何なのか、それについてどうお考えなのかということ、まず私はお聞きしたい。私もここに来る前に本を3冊読みまして、都市計画とは何かということを一応自分なりに勉強したんですね。そうしましたら、この都市計画というのは、私はこれは学問かと思いましたがけれども、こうこうあるべきだというものはなくて、それぞれの地域に合わせて住民たちが自分たちはこういう都市にしたいというのが基本である、ということをお聞きしたい。

その中には、いろいろと外国の都市や何かの例もありまして、なるほど東京は失敗したんだなどということもわかったわけなんですけれども、それでは私たちが一体我孫子市をどういうふうにしていくのかということ、私は全く素人ですから、すでにお話し合ったかもしれませぬけれども、まず皆様のご意見をお伺いしたい。

それと、きょうの諮問は、ここをずっと読んでみますとね、ある部分を農地のところに加えるというだけの審議ではないですか。今会長が言われたような疑問を私も感じたわけです。事務局の苦勞もわかるんですけれども、やっぱりそこが問題だと思うんですよ。

【大林会長】 私、無理やり会議を進行させるためにですね、あえて変な質問をさせていただいたんですが、思わぬところに進展してしまったので、今ご意見をいただいているのはあくまで諮問のことについてで、ここは都市計画審議会ですから、都市計画全般に関する議論と、それは分けてやっていただかなくてははいけません。

【杉山委員】 そうなんですけれども、今ご質問があったので、都市計画審議会というのはいつも今日みたいなことをやるのですかということ、私もあわせてお聞きしたわけです。

【大林会長】 都市計画に関する勉強というのは、私は市民レベルでいろいろ勉強会を立ち上げてやっていただきたいと思います。都市計画審議会というものの方針を、さきほど3つの形で出されていましたが、もっと明確に出していただきたいと思いますということもあります。ただ我々が気をつけなければいけないのは、ここは勉強する場ではないんだという

ことをひとつ念頭においていただきたいと思います。

【杉山委員】 勉強する場ではないということは十分わかっているんですけども、今、会長からご質問があったように、こういうことを逐一やっていくんですかという質問に対して、私なりの意見を述べさせていただいたわけです。

【大林会長】 先ほど3つありました事務局が説明した2番目で、逐一審議することになります。ですから大変ですねと聞いたのです。

【事務局】 回答させていただきます。今回はたまたま生産緑地地区についての諮問をさせていただいていますが、資料の2ページをもう一度見ていただきたいと思います。この網かけしてあるところ、例えばこの市街化区域、調整区域の諮問ですとか、計画道路の決定の変更ということをしたりもいたします。そういうような時期があるんですが、たまたま今回の諮問で出ているのはこの生産緑地ということでございます。ですから、すべての都市計画決定の変更のときには、その都度また諮問をお願いします。

【杉山委員】 冒頭でこの委員会はこういうところで、逐一こうやっていくんだよというそういうご説明があれば、小林さんも私も迷わないわけです。それをいきなりこれだけの土地を緑地にするよというのがいきなり出てきたから、おやと思った、それだけのことです。

【大林会長】 きょうは最初の日ですから、おそらくそういう手違いがあったんだろうと思います。

どうぞ。

【小林委員】 いただいた資料を見て、何かこう法律を盾に、他人の開墾した土地をどうこう、という感じがしたものですから、何か私、どうもそういうのは素人として納得いかない感じがしたんですよ。

【事務局】 都市計画施設、たとえば計画道路なんかをつくるときには、こういうふうにします、というふうにやらなければいけないこともあります。これに対して、今回の生産緑地地区につきましては、（都計図を示して）この色がついている区域、市街化区域といいます。その中で畑を営んでいる方とか、あるいはさまざまな緑地、林を所有している方とかいろいろあるわけですが、そういう人たちの自分はどういうふうにやっていきたいんだ、30年間これを守っていきたいんだということで申出のあった、また都市側でもそういうようなところで位置づけしたいというようなものについて、この約130カ所程度あるものについて、税金の減免をするので守りましょうね、建物を建てないように土地利用しましょうねというような約束のもとで決めたものです。ですから、おっしゃるように法律を盾にというようなことではないです。

【小林委員】 何かそのような感じを受けたものですから、この生産緑地に関しては、道路とかはいいんですけども……。

【事務局】 本人の申出で住宅を建ててもいいところに、以前農地として継続するように本人の申出であったところが、今回は本人の申出でそれを解除してくれという申出があったと。

【杉山委員】 そういうふうにも最初から説明をきちっとしていただけるとよかったです。

【當麻委員】 今、杉山委員から学識経験者としてのというご質問がございましたが、私自身は三十数年前に大学で都市計画を習った覚えがあるという程度でありまして、初めて今回

参加させていただいて、学識といいますよりもむしろ一市民、この市内に事業所のある職場に勤務する者として、市民の視線から、この審議に貢献していきたいと考えておりますが、ただ仕事柄、日ごろ防災とか環境に関することをやっておりますことから、我孫子市において安全で安心な生活をするためには、どのような都市計画が必要であるかということは非常に興味を持っております。そういう中で、緑地をどうするか、宅地をどうするか、あるいは道路をどうするかという課題が出てきているのだというふうに理解しております、きょうの議事であります生産緑地の変更それ自体については、何の知識も経験もございませんし、何を論点として議論をすべきかさえわかりませんので、私のわずかな経験や市民感覚に照らして、何か疑問な点があれば率直にお聞きできれば思っている程度でございますが、むしろ生産緑地の議事以外に、過去あるいはこれからいろいろな課題が都市計画において出てくるような場合もあると思いますので、そういうときに多少ともお役に立てればというふうに思っております。

【大林会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

【内田委員】 前回都市計画審議会の会議の最後に、会長さんが今と言われたのと同じような疑問が別の委員さんからも出たんですが、先ほどの資料の中に生産緑地法と都市計画法の関係についてご説明がありまして、行政としては粛々とかいう作業をなさっているということはよくわかるんですが、やはり生産緑地ということで都市緑地を極力守っていこうという方向性で来たと思うんですが、いろいろな理由で、所有者の方が死亡されたり、故障されたりとかということが書かれておりますように、今後こういう問題というのは、もっともつと出てくると思うんですね。それはもう市の財政状況も厳しいですから、買い取るという方向性もなかなか持てないという中で、市としては、この生産緑地というものに対して、今後どういう方向性でお考えなのか、ちょっとその点だけ伺いたいと思います。

【事務局】 率直な意見を言わせていただきますと、市街化区域、つまりこの色を塗った区域につきましてはこれまで、市街化調整区域に家を建てないかわりにここを積極的に宅地・市街化を推し進めるということで進めてきたわけです。ところがこの市街化区域の中には農業を営んでいる方もおられる。そういうところでは何の優遇措置もないまま農業を営んでいくことはできないのではないかとこの観点から、市街化区域と調整区域を調べた後、市街化区域の中の農地を優遇すべきではないかと、実際は都市局と農政局との話し合いが行われ、その中で都市計画的には市街化区域の中で未利用地になるわけですが、その未利用地について、当面使われず農業機能を有するところについては、計画決定をしてしまう、そのかわり、税制上の優遇措置をしてしまおうと。実際のところそうしなければ市街化区域の拡大はできなかったというような経緯があるんです。

ですから、市街化区域の拡大をするには未利用地の整序が必要であったと。それができないのであれば、市街化区域の拡大はできないと、そういうような駆け引きの中で、各行政体でも市街化区域の農地として使われている部分を生産緑地として位置づけたわけです。その中でも特に必要なものについては、公園や道路など公共施設として位置づけて買うことになるとは思いますが、そうでないところについては、率直に考えればいずれ消えていく運命には

あるでしょうが、ただすべてがそうであるとは限らないので、その都度考える必要があると思いますし、また30年というスパンがありますので、30年、またその次の30年という間の中で、ただちに消えていくというものではないと考えております。

【内田委員】 経緯はよくわかります。その中で、今、いみじくもおっしゃったんだけど、これは都市計画を最初にするとき、当面30年スパンぐらいの間でいたし方ないものに関してはいずれ消えていくんだらうというのが行政の生産緑地に関する見解というふうにとらえてよろしいですね、今のご答弁ですと。

【事務局】 先ほど市長の話にもありましたが、今、現にある市の都市計画マスタープラン、これについても見直しをしてまいりたいと考えておりまして、この審議会のご意見をお聞きしながらこの先も進めてまいりたいと考えておりますけれども、その中で、生産緑地を今後どうするのかということについても整理をしていきたいというふうに考えております。今の段階では、先ほどご説明させていただきましたとおり、計画道路にかかっているところとか、部分的に何箇所か残したいというものもたしかにございますけれども、ただ、どうしてもここは市が買う、要するに税金を投入しても残すんだというような明確な位置づけがされている箇所はございませんので、そういう中でこの生産緑地すべてを残すというのはちょっと難しいですし、もちろんできればあったほうが良いということは言うまでもございませんけれども、どうしても残していかなければいけないのか、ということになると難しい話だと思います。そういうようなものについても、ある程度、方針を出していきたいというふうに考えております。

そして、そういうことであれば、例えば会長の方からもおっしゃられたように、廃止になったときには意見を聞かせないということではなくて、廃止する前に、どこを残すのかということで、この審議会の中でご議論いただく機会を設けたいと考えております。

【大林会長】 ありがとうございます。今、議論されている内容というのは2つほどありまして、私の持論だということ聞いていただきたいんですが、先ほど小林委員と杉山委員がおっしゃった、市の方針がというお話がありましたが、これはマスタープランの中に記述されているわけです。私はそのマスタープランそのものが市民にはわかりづら過ぎると。過ぎる、とあえて言いますが、私原稿ができた時点で拝見して、これはだめだ、全面見直しだどつぶやいたことがあるんですけども、そのぐらいわかりづらい。もっと現代風に書かなければいけないと、もう何年も前の話ですが、それを見直されようとするのであれば、それをみんなで勉強するということが非常に重要なことだと思います。また、私も現役を退いて、土木学会というところがありますが、その上級特別技術者に指名されました。今、全国をいろいろと歩いて講演をしながら地域計画ということについての話をさせていただいて、市民と話しておりますが、結局、行き着くところは、これは民俗学に入ってしまうんですね。ですから、やっぱりそこに住んで、その内容をよく知って、生活ぶり等、いろいろなものを知った人が、自分の将来について考えていくというところを目指していかなければいけない。そのようなことから、私は市に依存するという考え方自体がもう間違っている、行政依存体質を早く脱しようということを書いて、市民が意見を出そう、市民が何を考えているか意見を出そうよということを書いておられます。これが今の道州制にまで発展していこうとし

ているわけです。だから、そういったような姿勢を持っていただきたい。あえて言うと、そういうことを集約していただけるのは市議会議員の人たちではないかと私は思っております。そこでそういう雰囲気が出てこないと市が活性化できない、私は行政が市を活性化しようなどというのは間違えていると思っています。いろいろなしがらみにおいて、もうとにかくがんじがらめになっていると。そして細かいところを、こつこつと毎日仕事を積み重ねていかなければいけない。そういう中で、市の活性化は無理だと考えています。そういった意味で、やっぱり市民が頑張らなければいけない。

話が長くなって申し訳ないですが、昔、もう10年以上前でしょうか、我孫子市の中で都市計画研究会をつくったことがあるんです。市民たちがたくさん集まっていました。そしたら女性の方が多かったんですが、そのうちの6割以上が、あら私も大学院出ているわと、そういう学歴をみんな持っているわけです。そういう人たちが意見を言わない。指名されたらとうとうとしゃべるんですけども、みずから意見を言うことはないんですね。それでは市はよくなりませんよと私は言ったんです。その会議も会長を次の方に譲った途端におよそ2年ぐらいでなくなってしまいましたけれども、私は市民にそういった考え方の見直しが迫られている現実があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。今が大変大きな問題を含んでいるんですね。ですから、一緒になって考えていく姿勢が大切かなと思います。

【内田委員】 先ほど市長からもお話がありましたけれども、今、我孫子市で基本構想の見直しというのが進んでおります。この資料の中にもちょっと書かれておりますが、都市計画マスタープランもあわせて22年度から検討する予定と書かれておりますので、この審議会の役割というのは、私はすごく大きいのかなと思っておりますので、先ほど杉山委員あたりからも、市民の視点でお話が出ましたけれども、ぜひその辺も加味されながら、どういうまちづくりをしていきたいんだというようなお話が、こういう審議会できていくと、より行政も、本当に市民の気持ちに根ざしたようなまちづくりになってくるのかと思いますので、ぜひ皆さんで、頑張っていきたいなと思っております。

【杉山委員】 私は、送っていただいたこのマスタープランというのを全部勉強、読みました。これを読んだときに、我孫子市はすごくいい市だなと思いましたが、これを全部達成できれば、別にこういう審議会なんか要らないわけですよ。ところが、私は私なりに考え方があるんですけども、これも見直していくというお話が事務局の方からありましたが、それにはみんなでやっぱりこれからの我孫子市をどうしていくのかというのを勉強しなければいけないと思うんです。私がきょう、一番おかしいなと思ったのは、いきなり審議に入ったことです。それも何かこっちの土地をあっちへやるとか、やっぱりそうじゃないと思うんですね。審議会というのは、それぞれの皆さんがどういうふうに都市計画について考えているのかというのを共通理解というか、みんなが理解し合った上でないと、そうじゃないのにこの土地をあっちへ持って行って、賛成ですか反対ですかと言われても、それはちょっと無理ではないかという意味で発言したわけです。

【大林会長】 ありがとうございます。今、杉山委員がおっしゃっていることはもっともなことだと思うんですけども、ただ、審議会というのは時間が制限されている中で結果を出さなければいけないものですから、必ずしも杉山委員がおっしゃっているような合意を

得て物事を進めていくというところまで届かないかもしれません。これからもそういうことが起こるかもしれませんが、そういった意味で、事務局には今、極力前もって審議する資料を送ってくださいということを言い続けてきていますので、そのあたりでご勘弁いただくことになるかもしれませんが、よろしくご協力をいただきたいと思います。

【杉山委員】 でも4時間以内とさっき事務局のほうからお話がありました。4時間といたら、やっぱり相当話し合う時間というのはあると思うんです。だから、内田委員がおっしゃったような、この委員会が持つ役割とか、そういうものがお互いに十分理解があった上で、この土地はこっちにしましょう、こうしましょうというんだったらわかりますけれども。そういうふうに、私はぜひしていただきたいです。

【事務局】 今までは2時間で7,000円というような委員報酬だったんですけれども、新年度からはこれが4時間を超えるか超えないかによって、4時間以上であるならば7,000円、4時間以内になれば3,500円になりますが、4時間、審議をしなればいけないということではありません。

【杉山委員】 ということは3時間50分ぐらい会議してもいいということでしょう。別に7,000円欲しいとかそういうことで言っているのではなくて、そうじゃないと、私と小林さんも何のために出てきたかわからないですよ。

【事務局】 ここでいろいろな審議を円滑に進めるためには、諮問の内容についての疑問は、その都度個別に説明に伺いますので、その際に質問していただいたほうがいいのかなと思っております。

【大林会長】 今の事務局の話なんですけど、小林委員も恐らく初めてお見えになられて非常に面食らっておられるところがあるかもしれませんが、これからもこういった話は延々と繰り返していき続けることになるかと思えます。100%ご満足いただけるような審議会が進められるとは限りませんが、ご協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

この諮問いただきました案を一応、大分それてきておりますので、できる限り時間の範囲内で皆さんのご意見をいただきたいと思います。今、諮問いただいております地区の変更についての内容について、承諾をしてもいいかどうかという結論だけいただいて、次に移りたいと思えますが、いかがでしょうか。

では、変更についてご承諾いただけるでしょうか。

(はい)

【大林会長】 ありがとうございます。

それでは、第1号議案として諮問いただきました内容について、我孫子都市計画生産緑地地区の変更については承認いただいたということで答申させていただきます。どうもありがとうございました。

【大林会長】 それでは、本日は新しい審議会になって第1回の会議ということで、私自身最初のつまらない質問もありまして、話が横道にそれてしまったこともあります。このあたりで本日の会議を終了させていただきたいと思えます。

あとは事務局の方で、何か予定がありましたらどうぞ。

特にないですか、よろしいですか。

【事務局】 はい、どうもありがとうございました。

【大林会長】 それでは、皆さんどうもありがとうございました。